

令和 7 年 4 月
新潟縣信用組合

『米国関税措置等にかかる特別相談窓口』設置のお知らせ

当組合では、「米国関税措置等」により直接的・間接的被害に遭われたお客さまの金融支援のご相談に対応するため、「米国関税措置等にかかる特別相談窓口」を下記の通り設置いたします。

記

1. 設置日

令和 7 年 4 月 15 日

2. 設置店舗

融資業務を取扱う 33 店舗（サテライト店舗除く）

3. ご相談受付時間

平日の午前 9 時から午後 5 時まで

4. 受付方法

午後 3 時以降は予約制とさせていただいておりますので、ご相談をご希望されるお客さまは、お取引店舗へ事前にお電話でのご予約をお願いいたします。

以 上